

一、相关新法令、新政策

● **工商行政管理机关行政处罚案件违法所得认定办法**

- 【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】国家工商行政管理总局令第 37 号
 【发布日期】2008-11-21
 【实施日期】2009-01-01
 【提 示】该办法对工商行政管理机关认定违法所得的基本原则，以及几种违法所得的特殊认定进行了明确规定。主要内容包

基本原则	以当事人违法生产、销售商品或者提供服务所获得的全部收入扣除当事人直接用于经营活动的适当的合理支出，为违法所得。
特殊认定	<ul style="list-style-type: none"> • 违法生产商品的违法所得=违法生产商品的全部销售收入-生产商品的原材料购进价款 • 违法销售商品的违法所得=违法销售商品的销售收入-所售商品的购进价款 • 违法提供服务的违法所得=违法提供服务的全部收入-该项服务中所使用商品的购进价款 • 违反法律、法规的规定，为违法行为提供便利条件的违法所得=全部收入 • 该办法还对违法承揽、传销违法活动的违法所得认定进行了明确规定。
已缴税费	当事人在工商行政管理机关作出行政处罚前，依据法律、法规和省级以上人民政府的规定已经支出的税费，应予扣除。
适用范围	<ul style="list-style-type: none"> • 该办法适用于工商行政管理机关行政处罚案件“非法所得”的认定。 • 法律、行政法规对“违法所得”、“非法所得”的认定另有规定的，应当从其规定。 • 政府规章对“违法所得”、“非法所得”的认定另有规定的，可以从其规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.xcaic.gov.cn/ffqg/zh_00040.htm

一、関連する新法令、新政策

● **工商行政管理機関行政处罚案件违法所得认定办法**

- 【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】国家工商行政管理総局令第 37 号
 【発布日】2008-11-21
 【施行日】2009-01-01
 【コメント】本弁法は、工商行政管理機関による违法所得認定の基本原則、及び违法所得についての幾つかの特殊な認定について明確な規定を行っている。主な内容は次の通りである。

基本原则	当事者が違法に商品を生産し、販売し、又は役務を提供することで取得した全部の収入をもって、当事者が経営活動に直接使用する適切かつ合理的な支出を控除することは、違法所得とする。
特殊認定	<ul style="list-style-type: none"> • 商品の違法な生産による違法所得=商品の違法な生産による全部の商品売上高-商品を生産した原材料の購入代金 • 商品の違法な販売による違法所得=商品の違法な販売による売上高-販売した商品の購入代金 • 役務の違法な提供による違法所得=役務の違法な提供による全部の収入-本役務において使用した商品の購入代金 • 法律、法規の規定に違反し、違法行為への利便条件の提供による違法所得=全部の収入 • 本弁法はさらに違法な請負、マルチ商法の違法な活動による違法所得についても明確な規定を行っている。
納付済みの租税公課	当事者の工商行政管理機関が行政处罚を行う前に、法律、法規及び省級以上の人民政府の規定に照らしてすでに納付済みの租税公課については、控除されるものとする。
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 本弁法は、工商行政管理機関行政处罚案件の「不法所得」の認定に適用する。 • 法律、行政法規にて「違法所得」、「不法所得」の認定について別段の規定がある場合は、その規定に従うものとする。 • 政府規則にて「違法所得」、「不法所得」の認定について別段の規定がある場合は、その規定に従ってよい。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.xcaic.gov.cn/ffqg/zh_00040.htm

● 关于服务贸易等项目对外支付提交税务证明有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局、国家税务总局
【发布文号】汇发〔2008〕64号
【发布日期】2008-11-25
【实施日期】2009-01-01
【提示】根据该通知，境内机构和個人向境外单笔支付等值3万美元以上（不含等值3万美元）的部分服务贸易、收益、经常转移和资本项目外汇资金，应当提交税务证明（即，《服务贸易、收益、经常转移和部分资本项目对外支付税务证明》）。该通知对需提交和无需提交税务证明的项目等问题分别进行了明确规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=803030000000000000,22&id=4

● 关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》审判监督程序若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2008〕14号
【发布日期】2008-11-25
【实施日期】2008-12-01
【提示】该解释细化了再审程序，并进一步明确规定了《民事诉讼法》第179条列明的再审事由（包括：新的证据，基本事实，对审理案件需要的证据，适用法律确有错误，管辖错误，剥夺当事人辩论权利等）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/etc/200812010006.htm>

● 建设项目用地预审管理办法（2008年修正）

【发布单位】国土资源部
【发布文号】国土资源部令第42号
【发布日期】2008-11-29
【实施日期】2009-01-01
【提示】根据该办法，需审批、核准和备案的建设项目，应由建设用地单位提出建设项目用地预审申请，并由国土资源管理部门对建设项目涉及的土地利用事项进行审查。该办法对预审的原则、申请时间、所需提交材料、审查和预审文件有效期等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mlr.gov.cn/xwdt/zytz/200812/t20081202_112685.htm

● サービス貿易等の項目での海外送金において税務証明を提出することについての通知

【発布機関】国家外匯管理局、国家稅務總局
【発布番号】匯発〔2008〕64号
【発布日】2008-11-25
【施行日】2009-01-01
【コメント】本通知によると、国内の機関及び個人が国外に1回の支払いが3万米ドル相当を超える（3万米ドル相当は含まない）一部のサービス貿易、収益、經常移転及び資本項目の外貨資金を送金する場合、税務証明（即ち、「サービス貿易、収益、經常移転及び一部の資本項目の国外送金税務証明」）を提出しなければならない。本通知は、税務証明を提出する必要があるものと必要のないものについて個別に明確な規定を行っている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=803030000000000000,22&id=4

● 「中華人民共和國民事訴訟法」を適用する審理監督手順の若干事項についての解釈

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法积〔2008〕14号
【発布日】2008-11-25
【施行日】2008-12-01
【コメント】本解釈は、再審の手順を詳細化し、「民事訴訟法」第179条に列記されている再審事由（新しい証拠、基本的事実、審理案件について必要な証拠、適用する法律に誤りが存在すること、管轄の誤り、当事者の弁論の権利を剥奪する等を含む）を一層明確に定めている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/etc/200812010006.htm>

● 建設プロジェクト用地仮審査管理弁法(2008年改正)

【発布機関】国土资源部
【発布番号】国土资源部令第42号
【発布日】2008-11-29
【施行日】2009-01-01
【コメント】本弁法によると、審査許可、認可及び届出が必要な建設プロジェクトは、建設用地の業者が建設用地仮審査申請を行い、かつ国土资源管理部门が建設プロジェクトに関係する土地利用事項について審査を行う。本弁法は仮審査の原則、申請日、提出が必要な書類、申請及び仮審査書類の有効期間等について規定を行っている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.mlr.gov.cn/xwdt/zytz/200812/t20081202_112685.htm

- [海关执行“关于调整加工贸易限制类政策的公告”中有关问题的公告](#)

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2008 年第 87 号
 【发布日期】2008-12-01
 【实施日期】2008-12-01
 【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 海关执行“关于调整加工贸易限制类政策的公告”中有关问题的公告（海关总署公告 2008 年第 87 号）
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info144813.htm>
 关于调整加工贸易限制类政策的公告（商务部、海关总署公告 2008 年第 97 号）
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200811/20081105907568.html>

- [关于实行电子化管理企业来料加工贸易免税管理办法的补充规定](#)

【发布单位】上海市国家税务局
 【发布文号】沪国税进（2008）44 号
 【发布日期】2008-12-01
 【实施日期】2008-12-01
 【提示】根据该补充规定：

适用范围	上海市实行海关电子账册联网监管、电子化联网监管及外高桥保税区内电子账册联网监管等方式管理的来料加工企业。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> • 《来料加工业务免税证明》开具方式、开具所需材料； • 免税核销日期的确定、申请免税核销所需材料等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csj.sh.gov.cn/qb/csj/csfg/sw/jckss/useobject7ai31623.html>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [商务部出台《中国对外贸易形势报告（2008年秋季）》](#)

日前，商务部出台《中国对外贸易形势报告（2008年秋季）》，回顾了 2008 年前三季度中国

- [税関が「加工貿易制限類政策を調整することについての公告」中の関係事項を執行することについての公告](#)

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2008 年第 87 号
 【発布日】2008-12-01
 【施行日】2008-12-01
 【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 税関が「加工貿易制限類政策を調整することについての公告」中の関係事項を執行することについての公告（税関総署公告 2008 年第 87 号）
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info144813.htm>
 加工貿易制限類政策を調整することについての公告（商務部、税関総署公告 2008 年第 97 号）
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200811/20081105907568.html>

- [電子化管理企業の来料加工貿易免税管理弁法を実施することについての補足規定](#)

【発布機関】上海市国家税务局
 【発布番号】滬国税進〔2008〕44 号
 【発布日】2008-12-01
 【施行日】2008-12-01
 【コメント】本補足規定によると次の通りである。

適用範囲	上海市の税関電子帳簿ネットワーク化監督管理、電子化ネットワーク監督管理及び外高橋保税区内の電子帳簿ネットワーク化管理等の方式による管理を実施する来料加工企业。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> • 「来料加工業務免税証明」の発行方式、発行に必要な資料。 • 免税照合・消込日の確定、免税照合・消込を申請するために必要な資料等。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.csj.sh.gov.cn/qb/csj/csfg/sw/jckss/useobject7ai31623.html>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- [商務部が「中国对外贸易情勢報告（2008年秋季）」を公布した](#)

先頃、商務部は「中国对外贸易情勢報告（2008年秋季）」を公布し、2008 年第 3 四半期までの中国の

外贸运行情况，并对 2008 年和 2009 年的对外贸易形势分别进行了预测和展望。该报告指出，国家将进一步改善对外贸易环境（包括：将进一步调整进出口税收、外汇管理等方面的政策，支持优势企业和产品出口，鼓励金融机构增加对中小出口企业贷款，拓宽中小企业直接融资渠道，增加国内需要的产品进口等）。查看该报告全文，请点击以下网址：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/n/200812/20081205922975.html>。

（摘自 2008 年 12 月 01 日商务部网站）

● **海关总署出台帮助外贸企业的 10 项措施**

海关总署日前出台 10 项鼓励措施，帮助进出口企业应对金融危机。其中包括：

1. 最大限度地提供海关通关便利。对拥有自主品牌、核心技术的产品和大型机械设备以及农轻纺等有竞争力的劳动密集型产品出口，以及国内需要的先进技术、设备、关键零部件和能源原材料进口，实行更加便捷的通关措施。积极会同商务主管部门，放宽对具有自主品牌与核心技术的高新技术企业和大型装备制造出口产品返回国内维修的限制，引导在国内设立研发中心、检测维修服务服务中心。
2. 实行担保通关。
3. 提供个性化政策法律支持。
4. 推进海关特殊监管区域发展。鼓励和方便企业发挥保税仓库操作灵活、成本低廉的优势，利用国际市场价格走低的机会，以保税仓储的方式进口物资。
5. 促进加工贸易转型升级。进一步简化加工贸易成品内销审批业务手续，方便加工贸易企业办理内销征税手续，并加强对加工贸易内销的管理，实现出口、内销“两条腿”走路。
6. 加强对外贸进出口动态的统计、监测和预警。
7. 加大对国内企业自主知识产权的海关保护力度；等等。

（摘自 2008 年 12 月 01 日上海市商务委员会网站）

对外贸易实施状况を振り返り、2008 年と 2009 年の对外贸易状況についてそれぞれ予測を行い、展望を語った。本報告では、国が对外贸易環境（輸出入税、外貨管理等の方面の政策を一層調整し、優位性のある企業と製品の輸出を支持し、金融機関による中小輸出企業への貸付を奨励し、中小企業の直接に融資を取得するルートを拡大し、国内で必要とされる製品の輸入を増大する等が含まれる）を一層改善すると述べられている、本報告の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/n/200812/20081205922975.html>。

（2008 年 12 月 1 日付の商務部ウェブサイトより抜粋）

● **税関総署が貿易企業を支援する 10 項目の措置を公布した**

税関総署は先頃、輸出入企業が金融危機に対処することをサポートする 10 項目の奨励措置を公布したが、具体的な措置として次のものが含まれる。

1. 税関での通関の利便を最大限に提供する。自主ブランド、核心的技術を有する製品及び大型機械設備並びに農業・軽工業・紡績等の競争力を有する労働集約型産業の輸出、国内で必要とされる先端技術、設備、主要部品及びエネルギー原材料の輸入に対し、より迅速な通関措置を実施する。商務主管部門と積極的に共同で、自主ブランドと核心的技術を有するハイテク企業及び大型設備製造業の輸出製品の補修のための国内へ返還制限を緩和し、国内に R&D センター、テスト補修サービスセンターを設立するよう導く。
2. 担保通関を実施する。
3. 特殊な政策法律面での支持を提供する。
4. 税関特殊監督管理区域の発展を促進する。企業が保税倉庫オペレーションにおいて弾力性があり、コストの低い優位性を発揮するよう奨励し、その利便を図り、国際市場価格が低い時期を利用することで、保税による保管方式にて物資を輸入する。
5. 加工貿易のモデルチェンジとバージョンアップを促進する。加工貿易製品の国内販売審査許可業務手続を一層簡素化し、加工貿易企業が国内販売の納税手続を行う上での便宜を図り、加工貿易の国内販売の管理を強化し、輸出と国内販売という 2 つの異なる方法を採用しながらの推進を実現させる。
6. 对外贸易での輸出入の動向に対する統計、モニタリング、早期警戒態勢を強化する。
7. 国内企業の自主知的財産権に対する税関の保護能力を強化する。等。

（2008 年 12 月 1 日付の上海市商務委員会ウェブサイトより抜粋）

● 中国鼓励境外投资者投资铁路建设或客货运输业务

铁道部副部长陆东福在日前召开的新闻发布会上说,根据相关规定,在保持中国控股的条件下,鼓励境外投资者投资中国铁路建设或客货运输业务。

(摘自 2008 年 11 月 27 日中国新闻网)

● 国务院研究部署当前金融促进经济发展的政策措施

日前,国务院总理温家宝主持召开国务院常务会议,研究部署当前金融促进经济发展的 9 项政策措施。主要包括:

1. 落实适度宽松的货币政策。
2. 加强和改进信贷服务,满足资金合理需求。
3. 加快建设多层次资本市场体系,发挥市场的资源配置功能。
4. 发挥保险的保障和融资功能,促进经济社会稳定运行。
5. 创新融资方式,通过并购贷款、房地产信托投资基金、股权投资基金和规范发展民间融资等多种形式,拓宽企业融资渠道。
6. 改进外汇管理,推动贸易投资便利化。
7. 加快金融服务现代化,全面提高金融服务水平。
8. 加大财税政策支持力度,发挥财政资金的杠杆作用,增强金融业化解不良资产和促进经济增长的能力。
9. 深化金融改革,完善金融监管体系,强化风险监测和管理,切实维护金融安全稳定。

(摘自 2008 年 12 月 03 日中国政府网)

● 上海市重点发展 8 领域生产性服务业

日前召开的“沪港生产性服务业合作发展论坛”透露,上海市有关部门正抓紧制订“发展面向制造业的服务业实施方案”,大力发展 8 个重点领域的生产性服务业。具体包括:

1. 总承包总集成
2. 第三方物流
3. 服务外包
4. 节能环保服务
5. 融资租赁
6. 研发与创意服务

● 中国は国外の投資者による鉄道建設又は旅客貨物輸送業務への投資を奨励する

陸東福鉄道部副部長は、先頃開催されたプレスブリーフィングの席で、関係規定に基づき、中国側のマジョリティを保つという前提で、国外の投資者が中国の鉄道建設又は旅客貨物輸送業務への投資を奨励すると述べた。

(2008 年 11 月 27 日付の中国新聞ウェブサイトより抜粋)

● 国務院は現在の金融による経済発展を促進させるための政策措置を検討し、手配した

先頃、温家宝国務院総理は、国務院常務会議の開催を主宰し、現在の金融による経済発展を促進させるための 9 つの政策措置を検討し、手配したが、主な内容は次の通りである。

1. 適度に緩和された通貨政策を実施すること。
2. 融資サービスを強化し、改善し、資金の合理的な需要を満たすこと。
3. 幾段階もの資本市場体制の建設を加速し、市場の資源配置機能を発揮すること。
4. 保険の保障と融資機能を発揮させ、経済社会の安定性を促進すること。
5. 融資方式を革新し、M&A 融資、不動産信託投資基金、株式投資基金及び民間の融資を秩序立てて発展させる等の複数の形式により、企業の融資ルートを拡げること。
6. 外貨管理を改善し、貿易投資の利便性を推進すること。
7. 金融サービスの現代化を加速し、金融サービスの水準を全面的に引き上げること。
8. 財税政策支持力を強め、財政資金のレバレッジ効果を発揮させ、金融業による不良資産を除去し、経済成長を促進する能力を高めること。
9. 金融改革を推進し、金融監督管理体制を整備し、リスクのモニタリング及び管理を強化し、金融の安全性と安定性を適切に擁護すること。

(2008 年 12 月 3 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 上海市は 8 つの分野の生産型サービス業を重点的に発展させる

先頃開催された「上海香港生産型サービス業提携発展フォーラム」において明らかにされた情報によれば、上海市の関係部門は現在「製造業向けに発展するサービス業実施方案」の制定を急いでおり、8 つの重点分野における生産型サービス業の発展に力を入れる。具体的には次の通りである。

1. 総請負・トータルインテグレーション
2. サードパーティロジスティクス
3. アウトソーシングサービス
4. 省エネエコサービス
5. ファイナンシャルリース

- 7. 咨询服务
- 8. 专业售后服务

(摘自 2008 年 12 月 03 日中国上海网站)

● 上海市发布“鼓励跨国公司设地区总部”实施细则

日前，上海市发布《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉的若干实施意见》，对跨国公司地区总部在财政资助与奖励、出入境管理、人力资源管理、资金管理、货物进出口通关便利等方面实施一系列优惠措施。据介绍，财政资助与奖励措施包括：

1. 新设立并被认定为地区总部的，可一次性获得 500 万元人民币资助；
2. 已设立的投资性公司升级为国家级地区总部，并且年销售额 10 亿元人民币及以上的，可获 1000 万元人民币奖励；
3. 新设立的地区总部，还可获得租房资助；等等。

截至目前，落户上海的跨国公司地区总部已累计达 223 家，投资性公司达 178 家。

(摘自 2008 年 12 月 04 日中国上海网站)

● 《成品油价税费改革方案》公开征求意见

日前，国家发展和改革委员会、财政部、交通运输部和国家税务总局联合发布公告，就《成品油价税费改革方案》公开征求意见(截止日期为 2008 年 12 月 12 日)。该方案(征求意见稿)包括改革的总体思路、燃油税费改革和完善成品油价格形成机制，以及相关问题的解决措施等。其中，燃油税费改革的主要内容如下：

取消公路养路费等收费	<ul style="list-style-type: none"> • 取消公路养路费、航道养护费、公路运输管理费、公路客货运附加费、水路运输管理费、水运客货运附加费等六项收费。 • 逐步有序取消已审批的政府还贷二级公路收费。
成品油消费税单位税额安排	<ul style="list-style-type: none"> • 汽油消费税单位税额由每升 0.2 元提高到 1 元，柴油由每升 0.1 元提高到 0.8 元，其他成品油单位税额相应提高。 • 汽、柴油等成品油消费税法内征收，单位税额提高后，现行汽、柴油价格水平不提高。

- 6. R&D 及びアイデア創出サービス
- 7. コンサルティングサービス
- 8. 専門のアフターサービス

(2008 年 12 月 3 日付の中国上海ウェブサイトより抜粋)

● 上海市が「多国籍会社による地区本部設置を奨励する」実施細則を公布した

先頃、上海市は『上海市が多国籍会社による地区本部設置を奨励する規定』についての若干の実施意見』を公布し、多国籍会社の地区本部の財政補助とインセンティブ、出入境管理、人的資源管理、資金管理、貨物輸出入の通関上の利便等の分野で一連の特恵措置を実施するとした。説明によれば、財政補助とインセンティブには次のものが含まれる。

1. 新たに設立し、地区本部と認定された場合、500 万人民币の補助を一度に獲得することができる。
2. すでに設立している投資性会社が国レベルの地区本部にグレードアップし、その年間売上高が 10 亿人民币以上の場合、1000 万人民币のインセンティブを獲得できる。
3. 新設した地区本部は、さらに不動産賃貸補助金も獲得できる。

現在までに、上海に設立された多国籍会社地域本部は累計して 223 社あり、投資性会社は 178 社ある。

(2008 年 12 月 4 日付の中国上海ウェブサイトより抜粋)

● 「製品油価格租税公課見直し方案」がパブリックコメントを募集する

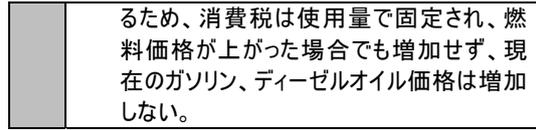
先頃、国家发展和改革委员会、财政部、交通运输部、国家税务总局は、「製品油価格租税公課見直し方案」についてパブリックコメントを募集(募集締切日は 2008 年 12 月 12 日まで)することについての公告を共同で公布した。本方案(意見募集案)には、見直しの全体的な指針、燃料油租税公課見直しと製品油価格形成メカニズムの整備、及び関連する問題と解決措置等が含まれる。そのうち、燃料油租税公課見直しの主な内容は次の通りである。

道路維持費等の料金を廃止	<ul style="list-style-type: none"> • 道路維持費、航路保守費、道路輸送管理費、道路旅客貨物輸送付加料金、水路輸送管理費、水路旅客貨物輸送付加料金の 6 つの料金を廃止する。 • すでに審査許可された政府による貸付弁済二級道路料金所を徐々に秩序正しく廃止する。
製品油消費税額の手配	<ul style="list-style-type: none"> • ガソリンの消費税は 1 リットルあたり 0.2 元から同 1 元に引き上げ、ディーゼルオイルは 1 リットルあたり 0.1 元から同 0.8 元に引き上げ、その他の製品油の消費税も相応に引き上げられる。 • ガソリン、ディーゼルオイル等の製品油の消費税は、燃料の購入量に基づき課税され



根据该方案（征求意见稿），成品油价税费改革方案自**2009年01月01日**起实施。查看《成品油价税费改革方案》（征求意见稿）全文，请点击以下网址：
http://www.ndrc.gov.cn/rysgkfa/qw/t20081205_250204.htm。

（摘自**2008年12月05日**国家发展和改革委员会网站）



るため、消費税は使用量で固定され、燃料価格が上がった場合でも増加せず、現在のガソリン、ディーゼルオイル価格は増加しない。

本方案（意見募集案）によると、製品油価格租税公課見直し方案は**2009年1月1日**から施行される。「製品油価格租税公課見直し方案」（意見募集案）の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/rysgkfa/qw/t20081205_250204.htm。

（**2008年12月5日**付の国家发展和改革委员会ウェブサイトより抜粋）